



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 23(1), 199-202
Issue Date	1972-06-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16141">https://hdl.handle.net/2115/16141</a>
Type	other
File Information	23(1)_p199-202.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○昭和四六年二月一七日(金)午後一時半—五時

「ドイツ国制史と法学史」

報告者 村上 淳 一  
出席者 二〇名

報告者村上教授(東京大学)は、北海道大学大学院の法史学の集中講義のために本学においてなられた。多忙な日程のなかではあったが、その折をみて、二月の本法学会でご報告を願った。

報告は、主として教授が研究生活にはいられてからの問題意識とその研究の発展にそくしてすめられた。報告者の比較的初期の問題意識は、私法史の研究における政治構造のもつ重要性の位置づけであった。従来の私法史の研究では、経済的要素のみが考慮され、私法史は私法史だけの立場で説明できるとされてきたことに疑問を抱き、政治的構造も重要な要素であることを明らかにしようとする。この要素を排除しては、ドイツの身分的諸制度の理解も困難であることを指摘し、サビニーやギルケの学説にそくして詳しく説明する。ドイツ留学後の報告者の研究の関心は、ドイツにおける身分的諸制度(例えば、家の制度)の研究に向けら

れ、その法史的考察がブルンナー等の理論にそくして詳細になされた。最後に報告者は、ドイツ国制史(Verfassungsgeschichte)の研究の意義にふれ、その研究がわが国の法制度の研究にも重要な地位をしめることを強調する。プロイセンの絶対王制とわが国の天皇制とを、同じ性格のものとして捉えることの誤りもかかる国制史の研究を通して明らかにされ、また一般に、私法史の研究においても、例えば、所有権や権利の概念についても、国制史からの考察が必要であるとされる。

報告の内容は、教授の問題意識の発展にそくした一つの流れをもっていたが、そこには同時に広い問題提起がなされていた。そのため、報告後の討論では様々な意見・質問が寄せられたが、比較的多くの出席者に抱かれたと思われる疑問は、報告者がしばしば用いた「身分 Stand」(例えば、身分的自由とか身分制的議會のごとき等)の意味ではなかったかと思われる。通常わが国で用いられる「身分」とは異なる意味内容のものであったように思われ、この用語の正しい理解が同時に今回の報告の正確な把握のカギであったように思われる。緻密で深い内容の報告であったが、筆者(幹事)の力量不足の故に、それを適切に伝えることができなかったのは、甚だ遺憾である。

○昭和四七年一月二八日(金)午後一時半—四時半

「戦後の法解釈論争の経過と展望——主として法哲学会における論争を中心として——」

報告者 丹宗 昭信

出席者 一七名

報告者によれば、実定法の問題は主として法解釈の問題であり、また法解釈の問題はつきつめて行くと、法学方法論、さらには法哲学や法思想の問題ともかわらざるをえないとされる。戦後のわが国において、法解釈論が主として法哲学会でとりあげられてきた理由の一半もここにあったとされる。報告者は、法哲学会における戦後の解釈論争の推移を次の四期に分つて説明する。

第一期は、法哲学会で論争の始まる昭和二八、九年頃からの約五カ年で、その時期には、法解釈の客観性・科学性をめぐる論争が中心であった。戦後、マルキシズム法学あるいは法社会学という、いわゆる従来概念の法哲学とは異質の法理学論が抬頭してきたのを契機に、法解釈論争は展開されたという。第二期（昭和三五—四〇年）は、裁判における予測可能性をめぐる市民の実用法学の要請から、判例研究の問題に主たる関心が移つた時期である。第三期（昭和四一—四四年）は、利益衡量論が中心的なテーマとされ、それが法解釈における結論と、その正当化のための基準として機能せしめることの是非が論議された時期である。第四期（昭和四四、五年以降）は、規範論理学と法解釈学との関係が取上げられてきた時期である。規範論理学の導入は、法解釈ないし法解釈学における主観性を排除して、法解釈ないし法解釈学を一層厳密ならしめようと企図するものであるが、ただそれが今後どこまで法解釈ないし法解釈学に導入されるものかは問題とし

て残されているという。最後に、法解釈ないし法解釈学の将来的な展望としては、報告者は、右にのべた規範論理学がどのように深められ、法解釈ないし法解釈学にとり入れられるかという点に、一つの重要な分岐点があるとみているようである。

報告後の討論においては、法解釈の客観性をめぐる問題が再び取りあげられた。つまり、客観性とは何であり、いかなる方法で保障されるかということである。他方、かかる論議に対し、公法専攻の出席者から、法解釈は結局自己の価値観に則つてするはかなく、そしてその解釈に社会的責任を明らかにすることが重要なことであり、客観性とか科学性の問題ではないのではないかという疑問が出された。法解釈におけるこのような立場の相違は、各人の法学に対する基本的考え方の相違を反映していると思われるが、そこには同時に、各論者が公法、私法のいずれの立場でそれを捉えるか、その点からも微妙な見方の相違が生じてくるようにも思われる。

○昭和四七年二月二五日（金）午後一時半—四時半

「多民族国家の統合と分解をめぐる問題——ハプスブルク帝国の場合——」

報告者 矢田 俊隆

出席者 二〇名

多民族国家であったハプスブルク帝国、つまりオーストリア・ハンガリー帝国は、第一次大戦末期に解体し、サン・ジェルマン

条約によって正式に消滅した。その解体の原因については、従来、民族独立運動のためであると説かれた。つまり、帝国内で支配的地位を占めていたドイツ人（オーストリア）、マジャール人（ハンガリー）に対するチェコ人、ポーランド人、南スラヴ人、ルーマニア人等の他民族のナショナルイズムに基づく反抗のためであったという。これに対し、比較的最近だされた見解として、かかる内部運動に基づく崩壊説を退け、帝国の対外政策の失敗のためであったとする意見がある。この説によれば、帝国は政治軍事面からも、また経済面からも、内部からの解体の理由はなく、むしろ一体となつていふことに利益が多かつたのであり、それ故、崩壊の原因は、むしろ一九世紀後半以後の一連の対外政策の失敗、とくに独逸同盟の締結とボスニア・ヘルツェゴヴィナ二州の占領によるものであるとされる。しかし報告者は、この対外的失策もさることながら、やはり民族運動の実態を明らかにし、それを帝国の崩壊との関係で正しく位置づけなければならぬとする。そこで報告者は、一八六七年以後のオーストリアを中心に、ドイツと他の民族を対置し、それぞれが占める政治的・経済的・文化的な地位を対比・分析する。その結果、これらすべての分野においてドイツ人の優位がみられることを指摘する。このことは、一方でドイツ人による国家行政の中央集権化や資本主義経済の浸透などをもたらし、それが帝国の統合的要素として作用したが、反面、ドイツ人の優位は、その遠心的効果として、他民族の自覚に基づく中央への反抗をひき起し、また資本主義的弊害をドイツ人

による害悪とみなすなどの諸種の民族的抗争を生ぜしめた。反ユダヤ主義の発生あるいは一八九七年の言語令問題をめぐる混乱などはその例であるとされる。かくして報告者は、ドイツ人の優位は帝国の統合的な役割を担っていたが、ナショナルイズムの時代にはいると、それが分解的な要因として機能したと論ずる。

今日においても、ヨーロッパには多民族国家は少なくない。ハプスブルク帝国の解体はそういう国との対比でも関心が抱かれるが、さらに報告者が指摘したように、今日のヨーロッパ統合という問題意識からも、実証的な研究対象として把握されよう。もちろん、統合の目標や客観情勢の相違などから、右帝国の教訓がそのまま今日の統合問題にあてはまるものでないにしても、多くの示唆を与えることが予想され、今後の研究の深化に期待がかけられる。

○昭和四七年三月一七日（金）午後一時半—四時半

「水道料金問題について」

報告者 遠藤 博 也  
出席者 一五名

札幌市は人口増による給水需要増のため、今のままでは昭和四八年度末には、需要に応じきれなくなるといわれる。水源は当分の間は確保されそうであるが、昭和五一年までの浄水場、配水管の整備拡張に総計一二億円の工事費を要する。これは水道料金の取入によってまかなえる額をはるかに越えている。そこで市の

一般会計からの支出を求める意見が札幌市営企業等調査審議会の内外から出された。しかし、地方公営企業法では、水道事業はその料金をもってあてられるいわゆる独立採算制を建前としているので、一般会計からの支出には法律上の問題も生じうる（また、市予算からの支出には、市民のすべてが市の水道の利用者であるとは限らず、消費量にも差があるなどの消費構造の具体的内容からも問題が残る）。他方、水道問題はきわめて公共性が強く、そのうえ配水管の敷設等もダム建設のように一種の先行投資たる性格をもつという理由から、一般会計からの支出を支持する意見もかなり強い（札幌市は一般会計から一億円を出すことに決定）。財源確保の一案としては、そのほかに、新規の水道利用者からは、加入金等の名目で、受益者負担金をとるということも別個に考えられる。これは法律（地方自治法、水道法）に一応の根拠があるが、政策的には疑問がある。また水道料金体系のあり方も重要な問題となるが、これには各種の考え方があり、各都市の水道事情により、一律的な料金体系の決定は必ずしも容易ではない。最後に水道の将来についてみれば、わが国の自然環境は水源の確保に適していないにもかかわらず（降雨量の季節的かたよりに、河川の急流等）、他方で需要は増加の一途をたどっており、このままではいずれ限界に達し、（すでに限界に達しているところもある）、深刻な問題を提起することが予測される（その際の水源地の確保として、海水の淡水化と下水の浄化利用が考えられているが、コスト面から後者が現実的とされている）。

報告は札幌市の水道をめぐる諸問題について展開されたが、そこには一般的な諸問題の提起されていたことはいうまでもない。例えば、討論の際に、水が人間生活に不可欠なものであるのに、水道事業の運営を独立採算制とする現行制度そのものに疑問が寄せられたが、水道料金問題が各都市の共通の懸案事項であるとするれば、制度そのものの再検討を必要とすることもある。また水道問題は都市問題（とりわけ企業と人口の都市集中）と切り離して考えることはできない。討論でも当然にこの点が議論の対象となった。今日の複雑な都市メカニズムにおいては、一つの問題にも多くの諸問題が交錯しているので、その解決は一層困難なものとなる。

## 次 号（第三卷）予 告

### 論 説

法学史のなかのローマ法

小 菅 芳太郎

ハプスブルグ帝国の統合と分解をめぐる諸問題

矢 田 俊 隆

フランスにおける教育自由法理の形成

中 村 陸 男

株主の解散判決請求権

青 竹 正 一

### 資 料

損害賠償訴訟と立証責任

池 田 象 男